遺伝性乳癌卵巣癌診療連携に関する覚書

（以下「甲」という）と　　　（以下「乙」という）は、一般社団法人日本遺伝性乳癌卵巣癌総合診療制度機構（以下JOHBOCと言う）の施設認定申請に当たり、遺伝性乳癌卵巣癌（以下HBOCと言う）の診療を互いに連携を取り実施することとし、下記の通り合意し、本覚書を締結する。

1. 甲は、JOHBOCが定める遺伝性乳癌卵巣癌総合診療連携施設の要件を整備し、施設認定申請を行うこととする。

２．当該申請におけるHBOC診療連携責任者を以下の通り指名する

診療連携責任者

氏名

所属

役職

1. 乙は、JOHBOCが定める遺伝性乳癌卵巣癌総合診療協力施設の要件を整備し、施設認定申請を行うこととする。

２．当該申請におけるHBOC診療連携責任者を以下の通り指名する

診療連携責任者

氏名

所属

役職

1. 甲および乙は、第1条、第2条の申請により該当する認定が得られた場合、JOHBOCが定める施設認定事業規則にある業務を実施し、HBOCの診療を円滑に行えるよう互いに協力する。
2. 甲および乙は、第1条、第2条の申請により該当する認定が得られなかった場合、あるいは認定の取り消しがあった場合、その事実を相手方に速やかに報告することとし、本覚書による連携は解消されるものとする。

上記の内容を証するため、本覚書２通を作成し、各自署名捺印の上、甲乙それぞれ各１通を保管する。

年　月　日

甲　施設名

住所

施設長　　　　　　　　　　　　　印

乙　施設名

住所

施設長　　　　　　　　　　　　印